

久留米市公告第 195 号

令和 7 年度久留米市学習用端末等に係る運用保守業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 17 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 7 年度久留米市学習用端末等に係る運用保守業務委託
- (2) 履行場所：久留米市立小・中・特別支援・高等学校及び教育センター
- (3) 業務内容：別紙「令和 7 年度久留米市学習用端末等に係る運用保守業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：非公開
- (6) 最低制限価格：無
- (7) 支払条件：前金払（無） 部分払（無）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 福岡県内に本社（本店）又は支店・営業所等を有していること。
- (2) 久留米市物品供給有資格者名簿に「OA・OA 機器」または「事務用品・什器・事務機器・什器」にて登録があること。
- (3) 令和 2 年度以降に 1 契約につき 250 台以上のパソコン端末納入業務を受託し、完遂した実績を有すること。
- (4) ヘルプデスクにおいて、Google 認定教育者レベル 2 以上の資格を保有した責任者等を 1 名以上配置すること。
- (5) 利用者 1,000 人以上の教育委員会（学校）や企業等において、Google 管理コンソールを使用し、1 年間以上の運用保守経験がある者から、必要に応じて助言・相談できる体制であること。また、そのことが体制図に明示されていること。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。

- (8) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (9) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
- ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
- イ アを除く福岡県内 県税
- (10) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、

- ・入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ・業務実績調書（様式第3号）
- ・配置予定従事者の業務実績調書（様式第4号）
- ・業務実施体制図（任意様式）

を持参又は郵送にて指定場所に提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月23日(水)必着

（郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。）

(2) 提出先（宛先）

10 事務局

(3) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

- ① 通知方法：電子メール
- ② 通知時期：令和7年7月25日(金)

5 入札及び落札者の決定方法

- (1) 入札日時：令和 7 年 8 月 1 日(金) 10 時 30 分から
- (2) 入札場所：久留米市教育センター（久留米市南一丁目 8 番 1 号）
- (3) 入札金額：入札書（様式第 6 号）に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。
- (4) 委任状
会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状（様式第 5 号）を提出すること。
- (5) 入札回数 2 回まで
- (6) 落札者の決定方法
予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、再度の入札で落札しない場合は、予定価格と入札金額の差が最も僅少である入札参加者から見積書を徴して落札者を決定する。
- (7) 入札辞退
入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届（様式第 7 号）を書面にて届け出なければならない。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
規則第 7 条により免除
- (2) 契約保証金
落札者は、契約までに、契約金額の 100 分の 10 以上を納めること。
ただし、久留米市金銭会計規則(平成 11 年久留米市規則第 8 号)第 105 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は減免する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

き

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和7年7月28日(月)まで

② 質問の提出方法：

電子メールにより、質問書（様式第1号）を送付し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

* 件名記載例：久留米市端末運用保守入札／【会社名】質問書

③ 質問に対する回答：

令和7年7月30日(水)までに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和7年8月7日（木）までに契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市教育委員会 教育 ICT 推進課

住所：久留米市南一丁目8番1号（久留米市教育センター内）

担当：荒巻・牛島

電話：0942-36-9770

FAX：0942-35-9930

Eメール：kyou-ict@city.kurume.lg.jp